

## 出席停止について（通知）

届け出がありました感染症の（ ）は、児童への蔓延を防ぐため学校保健安全法第19条により主治医の許可があるまで出席を停止いたします。

なお、下記のことについて御理解の上、学校における感染症予防に御協力くださいますようお願いいたします。

## 記

- 1 出席停止で休む場合は、欠席になりません。
- 2 出席停止の間は、主治医の指示に従って十分に静養してください。
- 3 主治医の許可がおりてから登校するようにしてください。
- 4 登校する際には、下記の「登校届」に、保護者の方が記入し担任に提出してください。

## 【学校感染症とその出席停止期間】

種	病 名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症	○治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳  麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  風疹（三日ばしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	○発症後5日間を経過し、かつ解熱した後2日間を経過するまで ○特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○解熱した後3日間を経過するまで ○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○発疹が消失するまで ○すべての発疹が痂皮化するまで ○主要症状が消退した後2日間を経過するまで ○症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症（溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹	○症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

き り と り せ ん

## 登 校 届

守谷市立大井沢小学校長 宛

年 組 \_\_\_\_\_ は、\_\_\_\_\_ のため休んでいましたが、医師の許可ができましたので、本日より登校させます。（インフルエンザの場合は、何型かも記入してください。）

○ 診療を受けた医師氏名（病院名） \_\_\_\_\_

○ 休んだ期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（ ）～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（ ）

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_